セキスイハイム・セキスイツーユーホーム・ハイムスイートのオーナー様へ

SEKISUI HEIM

もしも働けなくなった時の・・・

暮らしのあんしん応援クラブ

団体総合生活保険（団体長期障害所得補償）

ご家族ともぜひご相談ください

物件のお施主様の他、配偶者の方、同居のお子様もご加入いただけます！

※パンフレット裏面のご加入資格をご確認ください。ご不明な点はフリーコールまでお問い合わせください。

認知症・メンタル疾患補償特約
［精神障害補償特約(D)］

アルツハイマー病等の認知症や所定の精神障害による就業障害が発生した場合に保険金をお支払いできます。 ※保険金支払事由を満たす場合

ご加入内容をご確認ください。

ご加入いただく前に保険商品がご希望に合致した内容となっていることを再度ご確認ください。
ご加入内容につきましては、重要事項説明書に記載の「ご加入内容確認事項（意向確認事項）」にそってご確認ください。

お問い合わせ・ご相談は
「暮らしのあんしん応援クラブ」専用ダイヤル

（株）アドバンテッジリスクマネジメント　受付時間：平日午前10時～午後4時

フリーコール **0120-600-822**

「暮らしのあんしん応援クラブ」は、

セキスイハイム・
セキスイツーユーホーム・ハイムスイート オーナーのために作られた専用プランです。

「もし、家計を支える方が病気やケガで長期に働けなくなったら？

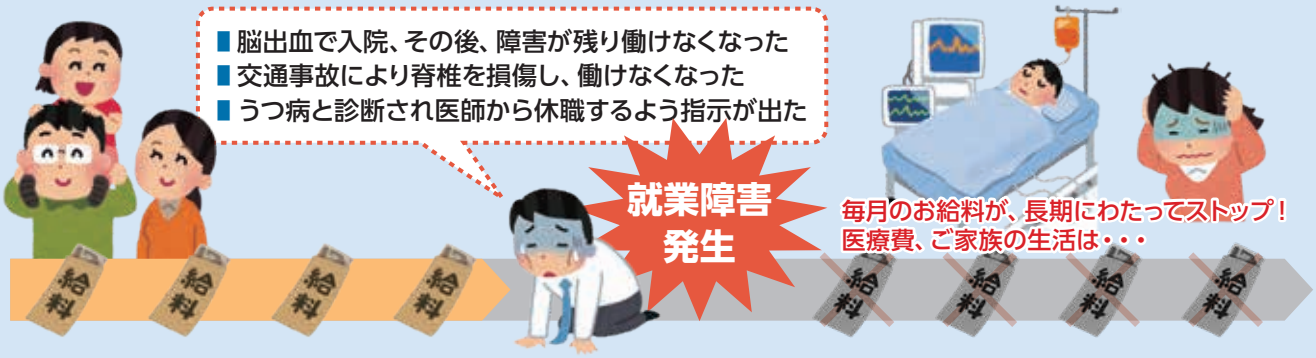

休職開始からまもなくの間は、勤務先の有給休暇や健康保険からの補償により収入は保たれますが一定期間で終了します。
貯金を切り崩したとしても、生活費や教育費、さらに療養費を長期間まかなっていくには、やはり大きな負担が続くことになります。

そこで

「暮らしのあんしん応援クラブ」へのご加入をおすすめします！

病気やケガにより、免責期間*1（60日）を超えて就業障害が継続した場合に、61日目からご加入の口数に応じて保険金をお支払いします。
（妊娠に伴う身体障害補償特約の免責期間*1は90日）
最長満65歳の誕生日※まで補償が続きますので、お家やご家族の生活を守りながら、安心して療養に専念できます。

※てん補期間*2が3年に満たない場合は、最長3年間までお支払いします。（精神障害については最長2年までとなります。）
＊1　保険金をお支払いしない期間をいいます。　　＊2　保険金をお支払いする1事故あたりの限度期間をいいます。

Q でも、ローン借入時に入る生命保険や、ほかの医療保険でカバーされてるんじゃない？それに保険金の受け取り開始まで、免責期間が60日もあるなんて、何だか不安・・・

A 長期的な収入減をカバーするには、専用の保険が必要です。

一般的に、生命保険は死亡時、医療保険は入院・手術等に対する保障であるため、長期療養時の「収入」はカバーされないものがほとんどです。お勤め人の方が傷病により休職した場合、労災保険または健康保険から月収の60～80%の金額が給付金として支給されます。ただし、支給開始から18か月を過ぎると支給額が制限されるか、または終了します。「暮らしのあんしん応援クラブ」は、突然の病気やケガにより「長期に収入が失われる」という、本当に困窮してしまう事態をカバーするための保険です。

Q 8大疾病に対する収入補償保険に入っているから、うちは大丈夫だね？

A 保険金受取の65%はメンタル疾患による休職です。

メンタル疾患(精神障害)により休職や治療を必要とする方が年々増加しており、保険金の受取事由でも、「精神・神経の障害」が最も多く、全体の65%を占めています※1。“精神障害に対する補償があるか“は、保険を選ぶ上で大きなポイントとなります。「暮らしのあんしん応援クラブ」は、精神障害も補償対象となっています※2。

※1 2020年 株式会社アドバンテッジリスクマネジメントにて受け付けた事故件数を元に算出　※2 アルコール依存、薬物依存等をのぞく所定の精神障害について、最長2年間まで保険金をお支払いします。

「暮らしのあんしん応援クラブ」ならではのメリットで、ずっとお家に楽しく住める安心を！

入院だけでなく 通院、自宅療養も補償

保険金お支払いの条件を満たしている限り、通院、自宅療養中でも保険金をお受取りいただけます。

保険金は 全額「非課税」

お受取りいただく保険金は全額非課税となりますので、経済的な不安がより軽減されます。

お申込に 健康診断書は不要

ご健康状態は「加入依頼書兼告知書」に記載の3つの質問で確認させていただきます。健康診断書等をご用意いただく必要はありません。
(告知いただいた内容によっては、ご加入をお断りすることがあります)

お得な団体割引

保険料には、ご加入者数に応じた団体割引が適用されています。

いざ！というときも安心 保険金の請求サポート

ご面倒な書類手続きや、保険金のお支払いに関するご心配事など、代理店の専門担当者がしっかりサポート。より安心して療養に専念できます。

保険料について　―保険料と加入口数の決め方―

1口【保険金額(支払基礎所得額) 1万円】あたりの月払保険料

女性 プラン名：F65	年　齢	男性 プラン名：M65
70	15～24歳	90
100	25～29歳	100
130	30～34歳	120
190	35～39歳	150
270	40～44歳	210
370	45～49歳	300
430	50～54歳	380
440	55～59歳	420
340	60～64歳	380

(団体割引20%) 単位：円

◆ 上記保険料の他、お申込口数にかかわらず、一律月額100円の制度運営費がかかります。

加入口数について

5口(5万円)～50口(50万円)の範囲でご加入ください。

加入口数の上限

加入口数(月額保険金額)は、現在の平均月間所得額※1(ボーナスを含む年収の1/12)の80%以内で、適切な金額をお決めください。

※1 直前12か月における保険の対象となる方（被保険者）ご本人の所得※2の平均月額をいいます。
※2「業務に従事することによって得られる給与所得・事業所得・雑所得の総収入金額」から「就業障害の発生にかかわらず得られる収入」および「就業障害により支出を免れる金額」を控除したものをいいます。

【年収 500万円の場合】

500万円÷12×80%＝約33.3万円　33口まで加入可能

※保険金お支払いの際、月額保険金額が平均月間所得額を超える場合は月額保険金額の全額をお支払いできないことがあります。
◆ 左記の保険料は、団体割引20%適用の保険料です。
◆ 年齢は、2025年6月1日現在の満年齢とします。
◆ 保険料は、毎年更新時（6月1日）の満年齢により自動更新されます。

ご加入の目安

加入口数は、5口(5万円)～50口(50万円)の範囲で、1口(1万円)きざみでお決めいただきます。
上記「加入口数の上限」をご確認のうえ、ご加入口数をお選びください。

住宅ローンをご返済中の方	月々のローン返済額だけではなく、食費・光熱費・教育費など、毎月必要な費用の分までご加入されることをおすすめします。
住宅ローンをご返済中でない方	食費・光熱費・教育費など、毎月欠かせない費用をめやすにご加入されることをおすすめします。

34歳 男性 年収500万円 65歳プラン (M65)

毎月の住宅ローン返済額は、10万円
必ずかかる生活費としては、15万円
とすると、保険料は…

120円×25口(25万円)＝3,000円

って考えればいいんだな※

たとえば…

ローン返済分をメインに備えたいから　10口 (保険金月額10万円)
ローン返済分＋生活費分も備えたいから　20口 (保険金月額20万円)
きっちり必要な金額に揃えて備えたい　5口～50口の間で、ご希望の口数を設定することもできます。

※毎月の掛金は制度運営費100円を足した3,100円になります。

お申込手続き

1 お手続き方法

新規ご加入 HPよりお申込みください。

セキスイ保険サービス　暮らしのあんしん応援クラブ　検索

2 加入日（保険開始日）（補償開始日）

保険開始日は、2025年6月1日です。中途加入の場合の加入日（補償開始日）は、原則として、お申し込み完了月の翌月1日となります。

3 保険料引落

初回保険料は、2025年8月27日に指定の口座より引落しします。
中途加入の場合は、原則として加入月の翌々月27日（休業日の場合は翌営業日）に初回保険料を指定の口座より引き落しします。

4 毎月の保険料と更新

毎月の保険料は、初回保険料引落し以降毎月27日（休業日の場合は翌営業日）に引落します。また契約の更新は毎年6月1日となり、その時点での被保険者満年齢で保険料を計算します。

注意事項

加入資格　「セキスイハーモネート友の会」の会員で、保険始期日現在、満65歳未満で勤労所得のある方。中途加入者は、中途加入日時点で勤労所得のある方とします。ただし、パートタイマー、アルバイトは除きます。

保険期間　2025年6月1日午後4時より2026年6月1日午後4時まで1年間　　**免責期間**　60日（「妊娠に伴う身体障害補償特約」は、90日）

てん補期間　満65歳の誕生日まで（年齢によって、てん補期間が3年に満たない場合は最長3年間）

特約　●認知症・メンタル疾患補償特約（精神障害補償特約(D)）（最長2年間）　●妊娠に伴う身体障害補償特約（女性のみ）　●天災危険補償特約

団体総合生活保険　補償の概要等

保険期間：1年

※ご加入いただくタイプによっては保険金お支払いの対象とならない場合があります。ご加入のタイプの詳細については、「保険金額・保険料」表をご確認ください。

【団体長期障害所得補償（GLTD*1）定額型】　*1 GLTDは団体長期障害所得補償（Group Long Term Disability）の略称です。

病気やケガによって所定の就業障害になった場合に保険の対象となる方が被る損失に対して長期間にわたり保険金をお支払いします。

【ご注意】ただし、死亡された後は、いかなる場合でも「就業障害」とはいいません。この補償については、死亡に対する補償はありません。保険金支払の対象となっていない身体障害の影響等によって、保険金を支払うべき身体障害の程度が重大となった場合は、東京海上日動は、その影響がなかったときに相当する金額をお支払いします。詳細は、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

団体長期障害所得補償基本特約

保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
病気やケガによって保険期間中に就業障害となり、その期間が継続して免責期間*1を超えた場合 ▶就業障害期間*2　1か月につき、以下の方法により計算した額をお支払いします。 **支払保険金＝支払基礎所得額*3×所得喪失率*4×約定給付率（100%）** ただし、支払基礎所得額*3が保険の対象となる方の平均月間所得額*5を超える場合には、平均月間所得額*5を支払基礎所得額*3としてお支払いする保険金の額を算出します。 ※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。 ※保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。 ※東京海上日動は保険の対象となる方が就業障害の状態になった場合には、ご契約者または保険の対象となる方と、保険の対象となる方の業務復帰援助のために協議することがあります。東京海上日動はその協議の結果として社会通念上保険の対象となる方の業務復帰のために有益と認められる費用をお支払いします。 *1 保険金をお支払いしない期間として、契約により取り決めた一定の期間のことをいいます（「妊娠に伴う身体障害補償特約」をセットされる場合、同特約に適用される免責期間は、「団体長期障害所得補償基本特約」に規定する免責期間または90日のいずれか長い期間とします。）。 *2「てん補期間*6内の就業障害の日数」をいいます（お支払額は月単位で計算しますが、端日数が生じた場合は、1か月を30日として日割りで計算します。）。 *3 保険金の算出の基礎となる申込書等記載の額をいいます。 *4 病気やケガにより全く就業できない場合は100%とします。一部就業できる場合は、次の方法により計算します。 **所得喪失率＝ 1 − 免責期間*1が終了する日の翌日から起算した各月における回復所得額*7 ／ 免責期間*1が開始する直前の、上記期間に対応する各月における所得*8の額** ただし、所得*8の額について給与体系の著しい変動等の特殊な事情の影響があった場合は、公正な調整を行うことがあります。 *5 就業障害が開始した日の属する月の直前12か月における保険の対象となる方の所得*8の平均月額をいいます。 *6 同一の病気やケガによる就業障害*9に対して保険金をお支払いする期間として、契約により取り決めた一定の期間（免責期間*1終了日の翌日からの期間）のことをいいます。 *7 免責期間*1開始以降に業務に復帰して得た所得*8の額をいい、免責期間*1の終了した月から1か月単位で計算します。 *8「業務に従事することによって得られる給与所得・事業所得・雑所得の総収入金額」から「就業障害の発生にかかわらず得られる収入」および「就業障害により支出を免れる金額」を控除したものをいいます。 *9 就業障害が終了した後、その日を含めて180日を経過した日までに、前の就業障害の原因となった病気やケガ（医学上重要な関係がある病気やケガを含みます。）によって再び就業障害となった場合は、後の就業障害は前の就業障害と同一の就業障害とみなします。	●保険の対象となる方の**故意**または**重大な過失**によって生じた病気やケガによる就業障害 ●保険金の受取人の**故意**または**重大な過失**によって生じた病気やケガによる就業障害（その方が受け取るべき金額部分） ●保険の対象となる方の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じた病気やケガによる就業障害 ●**無免許運転**や**酒気帯び運転**をしている場合に生じた病気やケガによる就業障害 ●妊娠、出産、早産または流産によって生じた病気やケガによる就業障害（「妊娠に伴う身体障害補償特約」をセットされる場合は、お支払いの対象になります。） ●妊娠または出産による就業障害 ●麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、危険ドラッグ、シンナー等の使用によって生じた病気やケガによる就業障害 ●保険の対象となる方が被った精神病性障害、知的障害、人格障害、アルコール依存および薬物依存等の精神障害を原因として生じた就業障害（「認知症・メンタル疾患補償特約（精神障害補償特約(D)）」をセットされる場合は、所定の精神障害については精神障害てん補期間*1を限度にお支払いの対象になります。） ●むちうち症や腰痛等で、医学的他覚所見のないものによる就業障害 ●発熱等の他覚的症状のない感染による就業障害 ●この保険契約が継続されてきた最初の保険契約（初年度契約といいます。）の保険始期の直前1年以内に被った病気やケガによる就業障害*2*3 等 *1 「団体長期障害所得補償基本特約」のてん補期間にかかわらず、精神障害てん補期間が限度となります。 *2 初年度契約の保険始期の直前1年以内に被った病気やケガによる就業障害についても、初年度契約の保険始期日から1年を経過した後に開始した就業障害については、保険金のお支払いの対象とします。 *3 就業障害の原因が告知対象外の病気やケガであったり、正しく告知いただいていた場合であっても、保険金のお支払いの対象とならないことがあります。

※「就業障害」とは、以下の状態をいいます。

免責期間*1中	てん補期間*1開始後
病気やケガに伴う、下記①～③のいずれかの事由により、保険の対象となる方の経験、能力に応じたいかなる業務にも全く従事できない状態*2 ①その病気やケガのために、入院していること ②その病気やケガにつき、医師の治療を受けつつ、在宅療養していること ③その病気やケガにより、経験・能力に応じたいかなる業務にも全く従事できない程度の後遺障害が残っていること *1 免責期間については、上記本文（保険金をお支払いする主な場合欄）内の「*1」をご確認ください。 *2 職種を問わず、すべての業務に終日従事できない状態をいいます。例えば、会社員で営業職の方の場合、終日出社できず他の業務（軽作業や事務作業等）も全くできない状態です。	病気やケガに伴う、下記①～③のいずれかの事由により、身体障害発生直前に従事していた業務に全く従事できない*2か、または一部従事することができず、かつ所得喪失率*3が20%超である状態 ①その病気やケガのために、入院していること ②その病気やケガにつき、医師の治療を受けていること ③その病気やケガによる後遺障害が残っていること *1 てん補期間については、上記本文（保険金をお支払いする主な場合欄）内の「*6」をご確認ください。 *2 全く従事できない場合も、所得喪失率が20%を超えない場合は、就業障害に該当しません。 *3 所得喪失率については、上記本文（保険金をお支払いする主な場合欄）内の「*4」をご確認ください。

この保険はセキスイハーモネート友の会をご契約者とし、セキスイハーモネート友の会の会員を被保険者（保険の対象となる方）とする団体契約です。
保険証券を請求する権利および保険契約を解約する権利等は原則としてセキスイハーモネート友の会が有します。
このパンフレットは団体総合生活保険の概要をご紹介したものです。ご加入にあたっては、必ず「重要事項説明書」をよくお読みください。
ご不明な点等がある場合には、パンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。

取扱代理店

積水化学グループの保険代理店
セキスイ保険サービス株式会社
〒101-0033　東京都千代田区神田岩本町15-1　CYK神田岩本町8階
フリーコール：0120-774-483
〒530-8565　大阪市北区西天満2-4-4（堂島関電ビル）
フリーコール：0120-111-377

GLTD専門取扱代理店
株式会社 アドバンテッジ リスク マネジメント
〒153-0051　東京都目黒区上目黒2-1-1（中目黒GTタワー9F）
フリーコール：0120-600-822（受付時間 平日10:00～16:00）

引受保険会社

東京海上日動火災保険株式会社（幹事保険会社）
（担当課）**マーケット戦略部 地域連携室**
〒100-8050　東京都千代田区大手町2-6-4　常盤橋タワー
Tel. 03（6704）5488

2025年1月作成（24T-002056）